

専門委員意見一覧表(第1回)

資料7

整理番号	第9次交通安全基本計画における項目					専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画骨子案への対応	
	部	章	節	番号	項目名				(番号)
1	第1部 第2部 第3部	-	-	-	-	-	鉄道、海上、航空にも充実した被害者支援を継続的に入れていただきたい。	鉄道については「陸上交通の安全 第2章 第2節 II 6 被害者支援の推進」、海上については「海上交通の安全 第2節 II 8 被害者支援の推進」、航空については「航空交通の安全 第2節 II 9 被害者支援の推進」において反映することとしている。【国土交通省】	
2	第1部	第1章	-	-	-	-	海上交通には災害における対策が書かれていたが、道路交通においても災害対策を考えるべき。その点についても触れていただければ。	道路交通についても、災害への備えについて記述することとしたい。【内閣府】	
3	第1部	第1章	第3節	I	生活道路及び幹線道路における安全確保	3	久保田専門委員	生活道路という柱、視点については維持していただきたい。	「生活道路における安全対策」と、「交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象」の一つとして記載する。【内閣府】
4	第1部	第1章	第3節	I	生活道路及び幹線道路における安全確保	3	久保田専門委員	交通事故が起きにくい環境づくりというワーディングが抽象度が高過ぎて課題。	「交通事故が起きにくい環境をつくるために留意すべき事項」とし、さらに3つの柱を記載することでより明確にする。【内閣府】
5	第1部	第1章	第3節	II			川端専門委員	5年後に免許取得する年齢になる若者対策に関して、5年後の事故の現状を想定しつつ対策すべき。	将来免許を取得することとなる子供達に対する交通安全教育について記載していきたい。【内閣府】 若年者対策を含め、交通事故発生状況や社会情勢の変化等に迅速に対応した交通安全対策に努めてまいりたい。【警察庁】 「陸上交通の安全第1章第3節IIの2 交通安全思想の普及徹底」において、「学校においては、学習指導要領に基づき、教育活動全体を通じて計画的な指導に努める。」と記載。また、各学校において引き続き、児童生徒の発達の段階や特性に十分配慮して、交通安全教育の充実に努めてまいりたい。【文部科学省】
6	第1部	第1章	第3節	II	道路交通環境の整備	1	渡邊専門委員	通学路の対策として、子どもたちに落ち度はない状況で起きていることから、もう少し具体的な対策が必要でないか？	御意見を踏まえ、計画本文(骨子案 陸上交通の安全 第1章3節II 1「道路交通環境の整備」中の「人優先の安全・安心な歩行空間の整備」等)に盛り込む対策の具体的な内容について、関係省庁と共に検討したい。【警察庁】 文部科学省、国土交通省、警察庁の三省庁が連携して、学校、教育委員会、警察、道路管理者による通学路の合同点検実施を推進し、危険箇所について対策を講じている。また、文部科学省の事業においても、地域住民、保護者及び関係機関との連携体制の構築を推進しているところ。【文部科学省】 「陸上交通の安全 第1章 第3節 II 1 道路交通環境の整備 ○生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」の中で、生活道路(通学路を含む)において、車両速度の抑制や通過交通を排除する取組を行うことを記載し、具体的にはハンプや狭窄の設置などを推進することとしている。【国土交通省】
7	第1部	第1章	第3節	II	道路交通環境の整備	1	蓮花専門委員	事故情報やリスク情報を早く正確に取り上げて的確に分析する仕組みをとることが必要。事故のデータベースとか見える化の仕組みをとることも一案。	平成26年度から、地理情報システム(GIS)を活用し、地図上に交通事故発生状況だけでなく、交通規制、交通取締りの実施状況等を表示させた、分析の高度化のための調査研究を行っている。また、事故発生場所をマッピングして公表するといった広報についても、地域の実情に応じて推進しているところ、効果的な分析・広報について、会議での議論も踏まえて、計画本文(骨子案 陸上交通の安全 第1章3節II 2「交通安全思想の普及徹底」等)の記述ぶりについて検討したい。【警察庁】

整理 番号	第9次交通安全基本計画における項目					専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名			
8	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通環境の整備	1	蓮花専門委員	<p>道路構造が若いドライバー向けであり、道路標識を見やすくするなど高齢者に優しい道路構造に見直すことを考えていければ。</p> <p>骨子案(陸上交通の安全 第1章第3節Ⅱ1「道路交通環境の整備」)において、道路標識の大型化・高輝度化・自発光化やバリアフリー対応型信号機の整備の推進について記述している。【警察庁】</p> <p>「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 1 道路交通環境の整備 ○高齢者ドライバーにも見やすい道路標識・道路標示・信号灯器等の普及」に反映することとしている。【国土交通省】</p>
9	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通環境の整備	1	新保専門委員	<p>歩道がなく路肩が狭いなどといった箇所に歩道整備をしていただければありがたい。</p> <p>「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 1 道路交通環境の整備 ○交通安全施設等整備事業の推進」の中で、幹線道路や生活道路において、引き続き、歩道の設置や防護柵の設置などの取組を推進することを記載することとしている。【国土交通省】</p>
10	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通環境の整備	1	河内専門委員	<p>事故が起こった現場を地図上にプロットして、ドライバーに見えるようにするだけで相当違うと思う。データを時空間へ分解してその情報を現場へフィードバックするだけで、後は現場の人に任せるのが良いのではないかと？</p> <p>平成26年度から、地理情報システム(GIS)を活用し、地図上に交通事故発生状況だけでなく、交通規制、交通取締りの実施状況等を表示させた、分析の高度化のための調査研究を行っている。また、事故発生場所をマッピングして公表するといった広報についても、地域の実情に応じて推進しているところ、効果的な分析・広報について、会議での議論も踏まえて、計画本文(骨子案 陸上交通の安全 第1章3節Ⅱ2「交通安全思想の普及徹底」等)の記述ぶりについて検討したい。【警察庁】</p>
11	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	地藤専門委員	<p>自動車免許取得前の年齢における安全教育を徹底していかなければならない。高齢者だけでなく、若者の安全についても特記してほしい。</p> <p>骨子案(陸上交通の安全 第1章第3節Ⅱの2「交通安全思想の普及徹底」)の中に、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を徹底する旨記述しており、会議での議論も踏まえて、計画本文(骨子案 陸上交通の安全 第1章3節Ⅱ2「交通安全思想の普及徹底」等)の記述ぶりについて検討したい。【警察庁】</p> <p>「陸上交通の安全第1章第3節Ⅱの2 交通安全思想の普及徹底」において、「学校においては、学習指導要領に基づき、教育活動全体を通じて計画的な指導に努める。」と記載。また、各学校において引き続き、児童生徒の発達の段階や特性に十分配慮して、交通安全教育の充実に努めてまいりたい。【文部科学省】</p>
12	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	川端専門委員	<p>チャイルドシートの性能に関する情報が普及していなかったり、情報を母親に届けるといったことが必要であるなど、所管が違っても省庁横断して対策を練ってもらいたい。</p> <p>「チャイルドシートの正しい使用方法の周知徹底を図る」中で、チャイルドシートアセスメントの周知に努めていく。【内閣府】</p> <p>保護者に対する効果的な広報啓発については、関係機関・団体等と連携して取り組んでいるところ、関係省庁と調整し計画本文(骨子案 陸上交通の安全 第1章3節Ⅱ2「交通安全思想の普及徹底」等)の記述ぶりについて検討したい。【警察庁】</p> <p>母子健康手帳にチャイルドシートの正しい使用方法について記載し、妊産婦等への周知を図っているところである。今後も継続して周知に取り組んでまいりたい。【厚生労働省】</p> <p>各学校において引き続き、幼児児童の発達の段階や特性に十分配慮して、交通安全教育の充実に努めてまいりたい。【文部科学省】</p> <p>「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底 ○交通安全に関する普及啓発活動の推進」に反映することとしている。【国土交通省】</p>

整理番号	第9次交通安全基本計画における項目					専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名			
13	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	松岡専門委員	<p>自転車にも免許制度を導入して、交通規則を継続的に学ばせることが必要ではないか？</p> <p>自動車の運転免許制度と同様のものを自転車にも設けることについては、免許を有さない者には自転車の利用を禁止するというところ、子供からお年寄りまで幅広い年齢層に利用されている乗り物である自転車に運転免許制度を導入した場合、自転車が利用しづらくなりかえって制約となること、新たな免許制度を導入するために多大なる行政コストが発生することなどから極めて慎重な検討を要する。自転車の交通ルールについての交通安全教育を継続的に推進すべきとのことであれば、関係機関と連携して引き続き取り組んでまいりたいと考えており、会議での議論も踏まえて、計画本文(骨子案 陸上交通の安全 第1章3節Ⅱ2「交通安全思想の普及徹底」等)の記述ぶりについて検討したい。【警察庁】</p>
14	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	新保専門委員	<p>子どもたちの安全教育は地道なことから始めていくべきであり、免許制度には反対。</p> <p>子どもの安全教育については骨子案(陸上交通の安全 第1章第3節Ⅱの2「交通安全思想の普及徹底」)の中に、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を徹底する旨記述しており、今後も引き続き推進してまいりたい。</p> <p>また、御指摘の「免許制度」の意味するところが必ずしも明らかではないが、自動車の運転免許制度と同様のものを自転車にも設けることについては、免許を有さない者には自転車の利用を禁止するというところ、子供からお年寄りまで幅広い年齢層に利用されている乗り物である自転車に運転免許制度を導入した場合、自転車が利用しづらくなりかえって制約となること、新たな免許制度を導入するために多大なる行政コストが発生することなどから極めて慎重な検討を要する。【警察庁】</p> <p>「陸上交通の安全第1章第3節Ⅱの2 交通安全思想の普及徹底」において、「学校における交通安全教育を計画的・効果的に実施する。道路交通法の改正も踏まえ、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させる。」と記載。【文部科学省】</p>
15	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	新保専門委員	<p>若者の事故がこれからの一番の問題になるのではないかと思う。</p> <p>若者が主たる原因者(第一当事者)となる交通事故は年々減少しているが、免許人口を踏まえると他の世代と比べて主たる原因者が高い状況は続いており、今後も若者に対する交通安全教育を引き続き推進していくよう計画に反映させていきたい。【内閣府】</p> <p>骨子案(陸上交通の安全 第1章第3節Ⅱの2「交通安全思想の普及徹底」)の中に、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を徹底する旨記述しており、会議での議論も踏まえて、計画本文(骨子案 陸上交通の安全 第1章3節Ⅱ2「交通安全思想の普及徹底」等)の記述ぶりについて検討したい。【警察庁】</p> <p>「陸上交通の安全第1章第3節Ⅱの2 交通安全思想の普及徹底」において、「学校においては、学習指導要領に基づき、教育活動全体を通じて計画的な指導に努める。」と記載。また、各学校において引き続き、児童生徒の発達の段階や特性に十分配慮して、交通安全教育の充実に努めてまいりたい。【文部科学省】</p>
16	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	安全運転の確保	3	蓮花専門委員	<p>高齢者講習や認知症の診断において、グレーゾーンの人たちに対して、教育指導する仕組みを作らないと事故は減少しない。</p> <p>運転免許の取消しには至らないが、認知機能の低下が疑われる高齢運転者に対する教育指導の仕組みについては、今国会で成立した改正道路交通法において、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をした75歳以上の高齢運転者に対して臨時に認知機能検査を行うこととし、同検査で認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼすおそれがあると判断された者に対しては、個別指導を含む臨時の高齢者講習を行うこととしており、会議での議論も踏まえて、計画本文(骨子案 陸上交通の安全 第1章3節Ⅱ3「安全運転の確保」等)の記述ぶりについて検討したい。【警察庁】</p>
17	第1部	第1章	第3節	I	生活道路及び幹線道路における安全確保	3	古笛専門委員	<p>視点は1番目は人の属性に着目、2番目は交通現場における人の立場に着目した視点であるので、3番目は人ではないところからの視点を入れることが実態に合っているのではないか。</p> <p>道路種別に着目し、「生活道路における安全確保」を視点として取り入れることとする。【内閣府】</p>

整理 番号	第9次交通安全基本計画における項目						専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)			
18	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	安全運転の確保	3	藤森専門委員	本来なら運転が危ない人が運転免許を取り、実際に運転していたりということも考えていかななくてはいけない。	一定の病気等に該当すること等を理由とする臨時適性検査(専門医の診断)の通知及び運転免許の取消し等の処分は、対象となる者の権利義務に大きな影響を及ぼす一方、交通安全の確保に資するものであることから、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっている者の把握に努め、迅速かつ的確な臨時適性検査等を実施しているところであり、会議での議論も踏まえて、計画本文(骨子案 陸上交通の安全 第1章3節Ⅱ3「安全運転の確保」等)の記述ぶりについて検討したい。【警察庁】
19	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	救急・救助活動の充実	6	益子専門委員	先進的な交通事故自動通報システムの整備を促進し、ドクターヘリを含めた救助・救急医療に直結させることが大事。	ドクターヘリの運航については、ドクターヘリ導入促進事業により支援を行っているところである。また、救急医療体制については、初期、第二次、第三次からなる救急医療体制の総合的な整備を推進しているところである。引き続き、救急医療体制の確保に努めてまいりたい。【厚生労働省】 「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 6 救助救急活動の充実 ○事故自動通報システム(ACN)の活用拡大」に反映することとしている。【国土交通省】
20	第3部						川端専門委員	「ドローン」などの無人機が普及する可能性があり、対応が必要。	急速に普及する無人航空機の飛行に関する基本的ルールについて、航空法改正案を提出したところ。また、骨子案では「航空交通の安全 第2節 Ⅱ 7 無人航空機の安全対策」において、反映することとしている。【国土交通省】

専門委員意見一覧表(第2回)

整理番号	第9次交通安全基本計画における項目					専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名			
1	第1部	第1章	第3節	I	今後の道路交通 安全対策を 考える視点	- 地藤専門員	若者の事故について、視点に取り入れるべきでないのか。	人優先の交通安全思想を踏まえ、高齢者、子供といった交通弱者の安全を確保する観点から、視点を構成することとしたい。若者が主たる原因者(第一当事者)となる交通事故は年々減少しているが、免許人口を踏まえると他の世代と比べて主たる原因者が高い状況は続いており、今後も若者に対する交通安全教育を引き続き推進していくよう計画に反映させていきたい。【内閣府】
2	第1部	第1章	第3節	I	生活道路及び 幹線道路にお ける安全確保	3 久保田専門委員	統計上幅員5.5m未満の道路を生活道路としていることは理解しているが、実際に幅員5.5m以上の生活道路もあり、施策の対象として含む表現にしておくべき。	第10次交通安全基本計画本文において、施策対象が幅員5.5メートルの道路に限定されないような表現を工夫したい。【内閣府】
3	第1部	第1章	第3節	II	道路交通環境 の整備	1 三国専門委員	自転車については、死傷者数ばかりでなく、負傷者数を減らすことをよく考えるべき。	自転車も含めたすべての交通手段において、死者数だけでなく死傷者数を減少させていくことは重要であることについて第10次交通安全基本計画に反映させていきたい。【内閣府】
4	第1部	第1章	第3節	II	道路交通環境 の整備	1 松岡専門委員	生活道路対策は重要であり、生活道路に歩行者・自転車優先ゾーンを作り、自動車は自転車の追い越しを禁止する規制を検討してはどうか。	御提案の「自動車は自転車の追い越しを禁止する規制」については、自動車と自転車の交通特性等を踏まえ、慎重に検討を行う必要があるところ、御指摘のとおり、生活道路における交通安全対策は極めて重要であることから、警察では、引き続き「ゾーン30」の整備を推進するとともに、骨子案に記述している「人優先の安全・安心な歩行空間の整備」に資する取組について、より一層積極的に検討してまいりたい。【警察庁】
5	第1部	第1章	第3節	II	道路交通環境 の整備	1 松岡専門委員	ゾーン30の施策があるが、速度制限を30km/hとするか20km/hにしているのか？速度制限は何km/hになると死者数が増えるのか精査した上で設定するべき。	平成22年度に実施した「生活道路におけるゾーン対策推進調査研究」において、「急ブレーキ時の停止距離と走行速度の関係」及び「衝突時の自動車の走行速度と歩行者が致命傷となる確率」に関する既存の研究結果を踏まえ、生活道路における区域規制については、原則として最高速度30キロメートル毎時とすることとしているが、特に必要がある場合においては、20キロメートル毎時の区域規制を行うこととしており、骨子案にも「生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する」と記述している。【警察庁】
6	第1部	第1章	第3節	II	道路交通環境 の整備	1 森本専門委員	安全な場所づくりのため、街づくりの中で、場所に応じた施策として、30km/h制限、20km/h制限、流入規制といったことを考えた方がよい。	警察では、「ゾーン30」の整備を推進するとともに、特に必要がある場合においては、20キロメートル毎時の区域規制を行うこととしているほか、道路交通実態に応じて通行禁止等の交通規制を実施するなど、道路管理者と連携しながら、生活道路における速度抑制や通過交通の抑制・排除を図っており、骨子案にも「生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する」と記述している。【警察庁】
7	第1部	第1章	第3節	II	道路交通環境 の整備	2 三国専門委員	海外では、子供のうちから、自転車の特性についての学習と共に、安全確認技術を身に着けなければいけないといった教育システムを設けている。自転車について、運転技能・技術の教育方法を検討していくべきではないのか。	児童に対する交通安全教育としては、自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させることを推進しており、会議での議論も踏まえて、計画本文(骨子案「陸上交通の安全 第1章第3節IIの2「交通安全思想の普及徹底」等)の記述ぶりについて検討したい。【警察庁】
								「陸上交通の安全第1章第3節IIの2 交通安全思想の普及徹底」において、「学校における交通安全教育を計画的・効果的に実施する。道路交通法の改正も踏まえ、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させる。」と記載。引き続き交通安全教育の充実を図ってまいりたい。【文部科学省】

整理番号	第9次交通安全基本計画における項目						専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)			
8	第1部	第1章	第3節	II	道路交通環境の整備	2	松岡専門委員	<p>自転車の一時停止を促すため、路上のペイントをカラフルにするなど視覚的にわかりやすくすることが効果的と思う。</p> <p>法定外表示については、無秩序に設置された場合、法定の道路標識・道路標示の整備効果を低下させるおそれがあるが、引き続き、自転車利用者も含めた道路利用者に分かりやすい標識・標示の整備に努めてまいりたい。【警察庁】</p> <p>「陸上交通の安全 第1章 第3節 II 1 道路交通環境の整備 ○安全で快適な自転車利用環境の整備」の中で、引き続き歩行者、自転車の交通事故を減らすため、自転車利用環境の総合的な整備を推進することを記載することとしている。【国土交通省】</p>	
9	第1部	第1章	第3節	II	安全運転の確保	3	松岡専門委員	<p>自転車免許制度について、任意のものを作成するのものの考え方はないか？</p> <p>本来の免許制度は、一般に禁止される行為を、免許を取得した者にのみ許可する制度であるが、委員御指摘の「任意の免許制度」として、考えられるものとして、交通安全教育を受講した証明書を「免許証」として交付する取組があると考えられる。このような取り組みについては、交通安全教育の一環として実施されており、御指摘も踏まえて、計画本文(骨子案 陸上交通の安全 第1章第3節IIの2「交通安全思想の普及徹底」等)の記述ぶりについて検討したい。【警察庁】</p>	
10	第1部	第1章	第3節	II	安全運転の確保	3	新保専門委員	<p>子供たちの中で操作技術に差が出るので免許制度は導入ではない方法で、交通安全教育を実施していくべき。</p> <p>児童に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させることを推進しており、会議での議論も踏まえて、計画本文(骨子案 陸上交通の安全 第1章第3節IIの2「交通安全思想の普及徹底」等)の記述ぶりについて検討したい。【警察庁】</p> <p>「陸上交通の安全第1章第3節IIの2 交通安全思想の普及徹底」において、「学校における交通安全教育を計画的・効果的に実施する。道路交通法の改正も踏まえ、自転車利用に関する道路基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させる。」と記載。【文部科学省】</p>	
11	第1部	第1章	第3節	II	交通安全思想の普及徹底	2	地藤専門員	<p>自転車は幼少期には移動手段でなくおもちゃとして与えられており、幼少期の教育をしっかりとしていくべき。教育のカリキュラムをしっかりと検討してほしい。</p> <p>児童に対する交通安全教育としては、心身の発達段階や地域の実情に応じて、自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させることを推進しており、会議での議論も踏まえて、計画本文(骨子案 陸上交通の安全 第1章第3節IIの2「交通安全思想の普及徹底」等)の記述ぶりについて検討したい。【警察庁】</p> <p>「陸上交通の安全第1章第3節IIの2 交通安全思想の普及徹底」において、「学校における交通安全教育を計画的・効果的に実施する。道路交通法の改正も踏まえ、自転車利用に関する道路基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させる。」と記載。【文部科学省】</p>	
12	第1部	第1章	第3節	II	交通安全思想の普及徹底	2	新保専門委員 三好専門委員	<p>幼児・児童のヘルメットの着用を義務化してもらいたい。</p> <p>幼児・児童に対するヘルメットの着用の推進については、会議での議論も踏まえて、計画本文(骨子案 陸上交通の安全 第1章第3節IIの2「交通安全思想の普及徹底」等)の記述ぶりについて検討したい。また、幼児・児童についてはヘルメット着用の努力義務が課されており、「交通の方法に関する教則」中に子供に乗車用ヘルメットを着用させることを明記するなど、普及啓発に取り組んでいる段階であり、これを義務化することについては、ヘルメットの普及状況や子供の成長に合わせてヘルメットを買い替える経済的な負担等も考慮しつつ、検討する必要があると考える。【警察庁】</p>	
13	第1部	第1章	第3節	II	交通安全思想の普及徹底	2	水野専門委員	<p>生活道路で自転車事故が起きるのは見通しの悪いところであるほか、単独事故で、ヘルメットの着用が有効となる。</p> <p>幼児・児童を始めとした自転車利用者に対するヘルメットの着用の推進については、会議での議論も踏まえて、計画本文(骨子案 陸上交通の安全 第1章第3節IIの2「交通安全思想の普及徹底」等)の記述ぶりについて検討したい。【警察庁】</p>	
14	第1部	第1章	第3節	II	安全運転の確保	3	地藤専門員	<p>免許返納を検討する上で、地域交通としてデマンド交通の充実が課題。</p> <p>地域の需要に応じたデマンド交通の導入による、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築することが重要であると認識しており、交通政策基本計画に2020年までにデマンド交通の導入市町村数を311市町村(2013)→700市町村(2020)にするという目標を掲げている。【国土交通省】</p>	

整理 番号	第9次交通安全基本計画における項目						専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)			
15	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	車両の安全性の確保	4	水野専門委員	事故数を減少させるために自動ブレーキの性能を上げることが対策として有効である。	「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 4 車両の安全性の確保 ○安全に資する自動運転技術を含む先進安全自動車(ASV)の開発・普及促進」に反映することとしている。【国土交通省】
16	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	車両の安全性の確保	4	地藤専門員	地方ではシニアカーが非常に普及している。歩行者扱いであるが、実際には車道を走っており危険。シニアカーの基準の統一をすべき。	電動車いすを利用する高齢者への交通安全教育については、現状でも関係機関・団体等と連携し推進しているところ、本会議での議論を踏まえ、計画本体の中で、計画実施に向けた記述ぶりについて検討していきたい。【警察庁】 シニアカーについてはJIS T9208(ハンドル形電動車いす)に規定されており、リスクマネジメントによる設計の他、想定されるハザードについて留意することが求められている。 利用方法に関しては、電動車いす安全普及協会が利用ガイド、動画を作成して下記HPにて利用者に注意喚起を徹底している。 ※電動車いす安全普及協会HP http://www.den-ankyo.org/guidance/safety.html 【経済産業省】
17	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	救急・救助活動の充実	6	益子専門委員	交通事故死者の6割は救急がたどり着いた時には心肺停止なので、救急通報装置の導入を引き続き計画に盛り込むべき。欧米より一歩踏み込んだ仕組みを考えた方がよい。	「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 6 救助救急活動の充実 ○事故自動通報システム(ACN)の活用拡大」において反映することとしている。【国土交通省】
18	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	救急・救助活動の充実	6	益子専門委員	交通事故分析について、個人情報の問題もあるが、データが専門家等に活用できれば、事故防止に役立つ。事故通報システムにデータを集約し、治療データとマッチングさせたら、より事故が減らせるのではないかと。	捜査活動により得られた原票レベルの詳細なデータは、秘匿性の高い個人情報等を含む情報であることから、あらゆる専門家が自由に活用できるように全てのデータを提供することには、極めて慎重な検討を要するが、交通事故分析の高度化は重要な課題と考えており、治療データとのマッチングを含めた事故分析の高度化については引き続き検討してまいりたい。【警察庁】 「治療データ」がどのようなものを示すのか明確ではないが、病院が保有するカルテ等に記載されている診療情報には、多くの個人情報が含まれており、それらの提供には極めて慎重な検討が必要であると考えられる。【厚生労働省】
19	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	7	大久保専門委員	被害者支援により被害者が社会復帰できるようにすることで、事故体験をフィードバックでき安全啓発につながる。	計画の基本理念や各交通分野において、被害者支援の推進について記載していきたい。【内閣府】 警察では、交通事故事件被害者等に対し、その心情に配慮した施策を関係機関・団体等と連携して推進するとともに、交通事故被害者の声を反映した国民の理解増進に努めており、本会議での議論を踏まえ、計画本文(骨子案 陸上交通の安全 第1章3節Ⅱ7「損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進」等)の中で、記述ぶりについて検討していきたい。【警察庁】 道路交通については「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進」、鉄道については「陸上交通の安全 第2章 第2節 Ⅱ 6 被害者支援の推進」、海上については「海上交通の安全 第2節 Ⅱ 8 被害者支援の推進」、航空については「航空交通の安全 第2節 Ⅱ 9 被害者支援の推進」において反映することとしている。【国土交通省】

整理 番号	第9次交通安全基本計画における項目						専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)			
20	第1部	第3章	第2節	Ⅲ	踏切道の統廃合の促進	3	松岡専門委員	踏切道について、4種の事故が圧倒的に多いため、10次計画において、4種踏切の全廃まで踏み込んでいいのではないか。	4種の踏切数は平成26年度末で2917箇所であり、第9次交通安全基本計画により平成22年度末から313箇所減少している。今後とも、引き続き、統廃合、保安設備の整備等により、推進してまいりたい。第3種、第4種踏切道の統廃合の推進について骨子では、「陸上交通の安全 第3章 第2節 Ⅲ 踏切道の統廃合の促進」に反映することとしている。【国土交通省】
21	第2部 第3部	-	-	-	-	-	大久保専門委員	船舶や航空にも被害者支援を入れるべき。	海上については「海上交通の安全 第2節 Ⅱ 8 被害者支援の推進」、航空については「航空交通の安全 第2節 Ⅱ 9 被害者支援の推進」において反映することとしている。【国土交通省】
22	第2部	-	第2節	Ⅱ	小型船舶等の安全対策の充実	5	松岡専門委員	海上交通については、小型船舶の事故が多いため、ライフジャケットの着用の義務化を検討してもいいのではないか。	「海上交通の安全 第2節 Ⅱ 5 小型船舶等の安全対策の充実」において、ライフジャケットの着用義務の在り方の検討について反映することとしている。【国土交通省】
23	第2部	-	第2節	Ⅱ	小型船舶等の安全対策の充実	5	松岡専門委員	小型船舶の衝突事故はAISを導入すれば防げるので、5年間で全船に搭載することが望ましい。現実的には費用や漁場の面から厳しいが、代替手段も含め検討していただきたい。	「海上交通の安全 第2節 Ⅱ 5 小型船舶等の安全対策の充実」において、船舶同士が互いの位置、針路等の確認を容易にするためのスマートフォン向けアプリケーション、簡易AIS等の普及促進について反映することとしている。【国土交通省】
24	第3部	-	第2節	Ⅱ	航空機の安全性の確保	4	河内専門委員	航空事故の大半は機体の揺れによるもの。常時シートベルトを緩くでもしていることが重要であるので工夫してほしい。	国際民間航空条約(ICAO)においては、離発着時及びタービュランスや緊急時においてシートベルト等の着用の要求をしている。これに対して我が国では、本邦航空運送事業者に対して、客室乗務員の職務として、「旅客に対するシートベルトの常時着用の要請」を各社の規程に明記するよう求めており、当該規程は大臣承認を得ることとしている。加えて、規程どおりの運用が現場で行われていることを、国土交通省職員による安全監査を通じて確認している。また、骨子案では、「航空の安全 第2節 Ⅱ 1 航空安全プログラムの更なる推進 業務提供者に対する監査等の強化」において、安全監査の強化を反映することとしている。【国土交通省】